

政務活動費の手引き

酒 田 市 議 会

令和6年4月

目 次

I 政務活動費の概要

- 1 制度の趣旨・体系（根拠法令等） 1
- 2 政務活動費の交付に関する概要 3

II 交付・申請・諸報告等の手続き

- 1 交付申請から収支報告までの流れ 4
- 2 会派等における執行手続き 5
- 3 その他の手続き 6

III 政務活動費の運用指針

- 1 政務活動費支出にあたっての原則 7
- 2 政務活動費を充てることができない経費 7
- 3 支出年度区分等の考え方 7
- 4 科目別の使途基準 8
- 5 各経費に共通する留意事項 12

IV 関係法令等 13

- (1) 地方自治法
- (2) 酒田市議会政務活動費の交付に関する条例
- (3) 酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- (4) 酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱
- (5) 酒田市議会政務活動費の公表に関する要綱
- (6) 酒田市議会政務活動費に関する内規

V 様 式 24

- (1) 規則で定められている様式
- (2) 内規で定められている様式

◎ 記入例 38

- (1) 交付申請書
- (2) 交付変更申請書
- (3) 交付請求書
- (4) 会派解散届
- (5) 内規様式
- (6) 報告書

◎ 判 例 54

I 政務活動費の概要

1 制度の趣旨・体系（根拠法令等）

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項の規定及び各地方自治体の条例等に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付される費用です。

会派等が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加など、市政の課題及び市民の意思を把握して市政に反映させる活動や、その他市民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)の経費に充てることができます。交付された政務活動費は条例等で定められた使途基準により適切に執行されなければならない、議長は使途の透明性の確保に努めるものとされています。

酒田市議会において、交付等に関し必要な事項は、「酒田市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「同条例施行規則」に、このほかに運用、公表、事務等については「酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱」、「酒田市議会政務活動費の公表に関する要綱」、「酒田市議会政務活動費に関する内規」に定められています。

①地方自治法第 100 条（抜粋）

第 14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

②酒田市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、酒田市議会における会派等に対して交付する。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 5 条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、会派等が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として別表に定めるものとする。

（報告書の提出等）

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派等の代表者は、規則で定める様式により政務活動費に係る報告書(以下「報告書」という。)を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付の上、議長に提出しなければならない。

（透明性の確保）

第 10 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

③酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

条例の施行に関し必要な事項を規定

④酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱

条例第 5 条の規定に基づき、政務活動費を充てることができる経費の運用に関し、必要事項を規定

⑤酒田市議会政務活動費の公表に関する要綱

政務活動費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を規定

⑥酒田市議会政務活動費に関する内規

条例、規則、要綱によるもののほか必要な事項を規定

2 政務活動費の交付に関する概要

項 目	内 容	関係条項
交 付 対 象	会派及び会派に属しない議員（会派等）	条例 第2条
交 付 金 額	1人につき月額2万5千円（年額30万円）	条例 第3条
交 付 申 請	会派等の代表者は、毎年度市長に対し、議長を経由して交付申請書を提出。	規則 第2条
交 付 方 法	4月から9月までの上半期、10月から3月までの下半期に分けて年2回、各半期の最初の月の末日まで、会派等に交付。 ※ただし、各半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の前日の属する月までの月数分を交付し、各半期に新た結成された会派等に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付。	条例 第3条 第2項
政務活動費を 充てることの できる範囲 (使途基準)	酒田市議会政務活動費の交付に関する条例及び酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱に定める範囲並びに使途基準に従って使用する。	条例 第5条 運用に関する要綱 第2条
経 理 責 任 者	会派等は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければなりません。	条例 第6条
報 告 書 の 提 出	翌年度の4月30日までに、領収書の写し又はこれに準ずる書類の写しを添えて、会派ごとに議長に提出。 会派等が解散したときは、解散のときから30日以内に提出。	条例 第7条
政 務 活 動 費 の 返 還	支給総額から支出総額を除いて残余がある場合、返還しなければなりません。	条例 第8条
報 告 書 の 保 存	議長は、報告書及び領収書の写し又はこれに準ずる書類の写し等を、各会派等の経理責任者は、会計帳簿を調製するとともに、報告書に添付された領収証等の証拠書類を、提出期限の日から5年を経過する日まで保存しなければなりません。	条例 第9条 規則 第6条
透明性の確保	議長が必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用に期するとともに、使途の透明性の確保に努めなければなりません。	条例 第10条

Ⅱ 交付・申請・諸報告等の手続き

1 交付申請から収支報告までの流れ

政務活動費交付申請書の提出【規則第2条】

会派等の代表者は、毎年度4月または会派等結成の時に議長を経由して市長へ提出します。

<任期満了による一般選挙がある年度>

(改選前)・・・4月に4月から11月までの交付申請書を提出。

(改選後)・・・会派結成届を提出後12月から3月分の交付申請書を提出。

政務活動費交付決定通知書の送付【規則第3条】

市長は、交付すべき政務活動費の額を決定し、会派等の代表者に交付決定通知書により通知します。

請求書の提出【規則第4条】

市長に対し、議長を経由して請求書を提出します。(半期ごと(4月と10月)に請求。)

<任期満了による一般選挙がある年度>

(改選前)・・・交付決定後、上半期分を提出し、10月に10月分の請求書を提出。

(改選後)・・・交付決定後11月から3月分の交付申請書を提出。

交付

請求書に基づき、各会派等に交付します。

執行

各会派等は使途基準等に従い、政務活動費を執行します。

政務活動費に係る報告書を提出【条例第7条、規則第5条】

会派等の代表者は、規則等で定める様式により政務活動に係る報告書を作成し、領収書等を添付のうえ毎年4月30日まで議長に提出しなければなりません。

報告書の写しを議長から市長へ送付

議長は、提出された報告書の写しを市長へ送付します。

残余の返還【条例第8条】

交付を受けた年度の政務活動費に残余がある場合は返還します。

2 会派等における執行手続き

活動費の支出決定は、会派等の代表者が行うものとし、会派等の経理責任者（条例第6条、内規第3条）は、現金の出納及び保管、会計帳簿の調製、領収書等証拠書類の事務整理をするものとします。

項 目	内 容
政務活動費の受入口座 の開設	○会派等結成時など、会派等の代表者名義の預金口座を設け、振込口座届出書を事務局に提出します。
政務活動費の申請 ・報告・戻入	○条例、規則、要綱、内規に従い、政務活動費に係る申請、報告書類を作成します。 ○精算後残金が生じた場合は、速やかにその金額を戻入します。
執行に伴う出納手続	○活動費の支出決定について、支出調書（内規様式第1号）により会派等の代表者からの決裁を受けます。 ○活動費を支出したときは、領収書を徴し、報告書にその写しを添付します（領収書の原本は会派等にて保管してください）。但し、やむを得ない理由で領収書を添付できない場合には、支払報告書（規則様式第9号）を作成し、事前に議長の承認を得たうえで添付します。 ○会派調査等を行う場合は、事前に事務局に連絡し、行程・内容が確定した後、会派調査通知書（内規様式第2号）により議長に通知します。旅行命令書兼支出調書（内規様式第3号）により、会派等の代表者からの決裁を受けます。
証拠書類の保管	○支出調書、請求書、領収書、支払報告書、旅行命令書兼支出調書、旅程明細書、報告書等は、会派等において保管すべき活動費の経理に係る証拠書類として管理してください。 ○政務活動費報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで責任を持って保管してください（規則第6条）。
そ の 他	○会派調査等を行った場合は、報告書の取りまとめをし、収支報告書と併せて提出してください。 ○会派等主催の講演会などを開催し、講師への謝金や報酬を支払う場合、源泉徴収を行うために、前もって税務署への事業所開設届の提出が必要となります。 ○徴収した所得税の納付や支払調書等の税務署への提出などの手続を行う必要があります。

3 その他の手続き

項 目	内 容
会派等を結成したとき	<提出書類> ・会派結成届 ・政務活動費交付申請書 ・政務活動費請求書
会派等が解散したとき	<提出書類> ・会派解散届 ・政務活動費交付変更申請書 ・政務活動費に係る報告書 ○解散日で活動は終了となりますので、解散後 30 日以内に政務活動に係る報告書を議長に提出し、残余金がある場合は返還します。60 日以内に報告書を公表しなければなりません。
会派等の構成人数に変更が生じたとき	(増員・減員共通) <提出書類> ・会派届出事項変更届 ・政務活動費交付変更申請書 (増員の場合) ・政務活動費請求書 (減員の場合) ○減員が生じた日の属する翌月（減員が生じた日が基準日（毎月 1 日）の場合は当月）以降の政務活動費の減額分を返還します。
そ の 他	会派等の名称、代表者等変更の場合は、会派届出事項変更届を提出し、政務活動費交付変更申請書を提出します。

Ⅲ 政務活動費の運用指針

1 政務活動費支出にあたっての原則

政務活動費は条例及び要綱で定める使途基準に従って執行するものとし、会派等の責任において適切に判断し、取り扱うものとします。

- (1) 政務活動の目的に適合し、充当する必要性があること
- (2) 要した金額や態様等に妥当性があること
- (3) 収支にかかる手続きや帳簿等が適正に処理されていること
- (4) 支出された経費の説明ができるよう関係書類が整備されていること

2 政務活動費を充てることができない経費

政務活動費の性質上、以下のものは支出することはできません。

- (1) 選挙、政党・団体、後援会の活動に関する経費
 - ・選挙活動経費（選挙ビラ印刷、支援依頼活動等）、政党活動経費（党大会等への参加費等）、後援会活動の経費（後援会主催会合の経費等）
- (2) 私的消費に属する交際費、接遇費
 - ・儀礼に要する経費、慶弔費（中元、餞別、電報、見舞、冠婚葬祭）
 - ・宗教活動に要する経費（檀家総会等）
 - ・娯楽経費（観光、スポーツ大会、飲食を目的とした会合等）
 - ・個人の立場で所属の団体（自治会、ロータークラブ等）の出席負担金
 - ・祝賀会などへの出席負担金や交通費、名刺代等
- (3) その他調査研究の目的以外の経費
 - ・挨拶、会食、テープカットのみの会合の出席に関する経費
 - ・調査研究に無関係、又は個人の資産形成となる備品等の購入経費等

3 支出年度区分等の考え方

- (1) 会計年度

政務活動費に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- (2) 年度所属区分

原則として、債務が発生した日を基準として、その日の属する年度の支出とします。利用期間等が年度をまたぐ場合は、3月利用分までは当該年度分として、4月以降の利用（納品）分は新年度の政務活動費で充当します。
- (3) 改選期の取り扱い

任期を超えて支出することはできません。ただし、性質上、前任期中に前払い等ですでに支出したもののうち、改選前後で明確に日割りなど区分できるもの（年間購読等）については、当該任期分の債務として、日割りなどで支出することができるものとします。

4 科目別の使途基準

調 査 研 究 費

会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

会派等が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

費 目	支出できる経費の主な例	留意点等
資 料 印 刷 費	資料等の印刷代、コピー代	
調 査 委 託 費	調査研究等を外部の団体又は個人へ委託する場合の経費	業務委託契約書により契約するもの。
文 書 通 信 費	資料等の送付に係る経費	切手の購入は、使用目的や送付先を明確にすること。
旅 費	・旅費、交通費、宿泊費 （「酒田市特別職の職員の給与等に関する条例」別表2及び別表5に規定する市長の例によるほか一般職の職員の例による。） ・タクシー代等 公共交通機関の利用が困難な場合、地理的条件や時間の制約など合理的な理由がある場合のみ支出可とする。	・視察を行う場合は、事前に議長に対し会派調査通知書（内規様式第2号）を、行程表を添付し提出する。視察後は調査報告書（様式第10号）に行程表、旅費明細書を添付して提出する。 ・交通費については、一般職の職員等の旅費に関する条例の例により、路程に応じ事務局で作成した旅費明細書により支出する。（電車代、宿泊費の領収書は不要。） ・航空機利用の場合は、収支報告の際に、<u>搭乗者、便名（搭乗区間）、金額が明記されたもの（eチケット控等）及び搭乗したことがわかる書類（搭乗券等）の写を添付。</u>航空券付バック利用の際は、<u>利用旅行会社等の領収書と内訳明細（食事の回数がかかるもの）を併せて添付する。</u> ・やむを得ない事情（※1）によりキャンセル料が発生した場合は、その理由を明らかにした上で、キャンセル料を支出可能とする。
そ の 他	視察先での資料代、視察代	

※1 やむを得ない事情

公務、災害、本人の病気やケガ、親族の葬祭等客観的にやむを得ないと判断できるもの。

研 修 費

会派等が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派等の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費

費 目	支出できる経費の主な例	留意事項等
講 師 謝 金	研修会に講師を招聘する場合の講師の謝礼（交通費、宿泊費等含む）	講師謝金の内訳を明確にすること。
会 場 費	会場を借り上げた場合の会場使用料（冷暖房費、機材費含む）	
旅 費	調査研究費の旅費と同様	調査研究費の旅費と同様
文 書 通 信 費	案内通知発送等に係る経費	切手などを購入した際は、使用目的や送付先を明確にしておくこと。
参 加 費	他団体が主催する研修等に参加するための参加費（資料代を含む）	

広 報 費

会派等の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために要する経費

費 目	支出できる経費の主な例	留意事項等
広報紙・報告書等印刷費	会派の活動に関する広報誌・報告書の印刷費（送料、折込料等に該当する諸経費を含む）	発行者は会派等とする。政党・政治運動、選挙活動等適切でない内容は掲載しないこと。 発行した広報紙を提出すること。
会 場 費	会場を借り上げた場合の会場使用料（冷暖房費、機材費含む）	
茶 菓 子 代	報告会開催時に参加者に供する茶菓子、飲み物代	食事、酒類の提供、お土産等は不可。
文 書 通 信 費	広報紙等の発送に係る経費及び案内通知発送等に係る経費	切手などを購入した際は、使用目的や送付先を明確にしておくこと。
交 通 費	報告会等への出席のため要した交通費（一般職の職員の例による。）	
H P 作 成 更 新 委 託 料	会派等政務活動に関するホームページの作成、更新を委託している場合その経費	開設者は会派等とする。

広聴費

会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

費目	支出できる経費の主な例	留意事項等
資料印刷費	資料印刷代、コピー代	
会場費	会場を借上げた場合の会場使用料 (冷暖房費、機材費含む)	
茶菓子代	広聴会等開催時に参加者に供する 茶菓子、飲み物代	食事、酒類の提供、お土産等は不可。
文書通信費	案内通知発送等に係る経費	切手などを購入した際は、使用目的 や送付先を明確にしておくこと。
交通費	報告会等への出席のため要した交通費 (一般職の職員の例による。)	

要請・陳情活動費

会派等が要請・陳情活動を行うために必要な経費
ただし、要請及び陳情活動の相手先は市政の課題解決のため、その内容について権限を有する、国、県、その他関係団体等を基本とする

費目	支出できる経費の主な例	留意事項等
資料印刷費	要請書・陳情書の印刷代、要請・ 陳情のための資料の印刷代	
文書通信費	要請・陳情活動の関係書類の送付 等に係る経費	切手などを購入した際は、使用目的 や送付先を明確にしておくこと。
旅費	調査研究費の旅費と同様	調査研究費の旅費と同様

会議費

会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等としての参加に要する経費

費目	支出できる経費の主な例	留意事項等
会場費	会場を借上げた場合の会場使用料 (冷暖房費、機材費含む)	
資料印刷費	会議資料の印刷代	
交通費	会議等への出席のため要した交通費 (一般職の職員の例による。)	会議参加後は報告書を作成し、収支 報告書と共に提出すること。
文書通信費	案内通知発送等に係る経費	切手などを購入した際は、使用目的 や送付先を明確にしておくこと。
参加費	意見交換会等各種会議の参加費 (資料代を含む)	

資料作成費

会派等が行う調査研究活動のために必要な情報収集、資料の作成及び保管に要する経費

費 目	支出できる経費の主な例	留意事項等
印刷製本費	資料等印刷製本に要する経費、コピー代	
翻訳料・テープ反訳料	外国の文献、古文書等資料を翻訳、現代語訳にするために要する経費	
事務機器及び用品購入費	会派等で使用する事務機器、事務用品	1万5千円を超えるものは備品とする。高額な事務機器は購入を控え、リースとすること。
リース代	会派等で使用する機器のリース料	会派等で契約するものとする。台数や価格は社会通念上許容される範囲内であること。
通信費及び送料・通信回線導入費	会派等で使用するものを対象とする	自宅の固定電話・インターネット接続費、議員個人所有の携帯電話料は不可とする。

資料購入費

会派等が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

費 目	支出できる経費の主な例	留意事項等
書籍購入費	書籍等の購入費	・調査研究のために必要なものに厳選すること。 ・書籍名が記載された領収書等を添付すること。 ・娯楽性の高い書籍や政務活動と関連が薄い書籍及び新聞雑誌の購入は不可とする。 ・定期購読料は当該年度納入分のみの支出とする。
新聞雑誌購読料	会派等で購入する新聞、雑誌購読料	
有料データベース利用料等	有料データベース等利用に係る経費	

人件費

会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費

費 目	支出できる経費の主な例	留意事項等
給料、手当、賃金、社会保険料等	政務活動の補助員として雇用する職員の経費	・業務内容、雇用期間を明確にすること。 ・議員と生計を一にする者の雇用はできない。

事務所費

会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

費 目	支出できる経費の主な例	留意事項等
事務所の賃借料	政務活動に係る事務所の賃貸料	
備 品	政務活動に係る備品購入費	高額な事務機器は購入を控え、リースとすること。
事務機器購入費	政務活動に係る事務機器購入費	1万5千円を超えるものは備品とする。 高額な事務機器は購入を控え、リースとすること。
リース代	政務活動に係る事務機器等リース代	会派等がリース契約をするものとする。台数や価格は社会通念上許容される範囲内であること。

5 各経費に共通する留意事項

(1) 按分による支出

政務活動費を支出する上で、会派が行う活動は多岐にわたっており、政務活動と、政務活動以外の活動との区分が難しい場合は、実績等に応じた合理的な割合で政務活動に費やした部分を按分して支出するものとします。

(2) 領収書の要件等

領収書には、金額、宛先、発行者、領収年月日、品名等の表示（内訳や数量が表示されていない場合は、内訳が明らかなものを添付すること。）、領収印の押印（印影が印刷、スタンプでも可）があるものとします。

その他準ずる書類として、レシート、銀行等の振込明細書、航空券（e チケット）の控え、その他やむを得ない理由で領収書を徴することができない場合には、事前に議長の承認を得たうえで支払報告書（規則様式第9号）を作成することとします。

(3) 振込手数料の支出

口座振込により支出した場合は、それに伴う振込手数料も支出可能とします。払込金受取書の写しを報告書に添付してください。

(4) 支払いの方法

政務活動費を充てる経費は、現金、口座引き落としのほか、電子マネー、プリペイドカードによる支払いを可能とします。なお、金券（図書券、図書カード、商品券等）による支払いは不可とします。

IV 関係法令等

- 地方自治法 第 100 条第 14 項から第 16 項
- 酒田市議会政務活動費の交付に関する条例
- 酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 （様式を除く）
- 酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱
- 酒田市議会政務活動費の公表に関する要綱
- 酒田市議会政務活動費に関する内規 （様式を除く）

1. 地方自治法（抜粋）

第 100 条 （略）

- 1 4 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 1 5 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 1 6 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（略）

2. 酒田市議会政務活動費の交付に関する条例

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例

(平成 17 年 11 月 28 日条例第 220 号)

改正 平成 20 年 9 月 30 日条例第 43 号 平成 25 年 2 月 28 日条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、酒田市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び会派に属しない議員(以下「会派等」という。)に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、酒田市議会における会派等に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 会派等に対する政務活動費は、各月 1 日、一般選挙後の最初の月については、会派等の所属議員数が確定した日(以下「基準日」という。)における当該会派等の所属議員数に月額 2 万 5,000 円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、4 月から 9 月までの上半期、10 月から翌年 3 月までの下半期の年 2 回、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。ただし、各半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の前日の属する月までの月数分を交付する。

3 各半期の途中において新たに結成された会派等に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派等からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第 4 条 政務活動費の交付を受けた会派等が、各半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派等は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派等が、各半期の途中において解散したときは、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 5 条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、会派等が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として別表に定めるものとする。

(経理責任者)

第 6 条 会派等は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(報告書の提出等)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派等の代表者は、規則で定める様式により政務活動費に係る報告書(以下「報告書」という。)を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付の上、議長に提出しなければならない。

2 報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派等が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派等の代表者であった者は、解散のときから30日以内に報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 会派等は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派等がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派等がこの条例に違反した場合には、交付した政務活動費の全部又は一部を返還させるものとする。

(報告書の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された報告書及び領収書又はこれに準ずる書類を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の酒田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の酒田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

項 目	内 容
調査研究費	会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派等が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等としての参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

3. 酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成 17 年 11 月 28 日規則第 115 号)

改正 平成 25 年 2 月 28 日規則第 2 号 平成 28 年 3 月 24 日規則第 11 号

令和 3 年 3 月 10 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年条例第 220 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派及び会派に属しない議員（以下「会派等」という。）の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

3 会派等を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派等について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派等の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派等の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第 5 号）を提出するものとする。

(報告書)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項に規定する報告書は、様式第 6 号から様式第 10 号までとする。

2 議長は、条例第 7 条第 1 項の規定により提出された報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の整理保管)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた会派等の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、報告書に添付された領収書又はこれに準ずる書類の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成 17 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日規則第 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が

通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の酒田市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日規則第 11 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 10 日規則第 22 号）
この規則は、公布の日から施行する。

4. 酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱

酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱

(平成 25 年 2 月 28 日議会告示第 1 号)

改正 平成 29 年 6 月 16 日議会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年条例第 220 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、条例別表に定める政務活動費を充てることができる経費の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(具体的な支出経費)

第 2 条 条例別表に定める政務活動費を充てることができる経費として支出が認められるものの具体的な費目については、別表のとおりとする。

(旅費の適用)

第 3 条 前条に規定する経費のうち、交通費及び宿泊費等の旅費については、酒田市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成 29 年条例第 28 号)の規定を適用する。

(政務活動費の使途)

第 4 条 次に掲げる経費は、政務活動費として支出できないものとする。

- (1) 政党を運営するための費用又は議会の議員としての活動に含まれない政党の活動に関する経費
- (2) 選挙活動又は後援会活動のための経費
- (3) 私的活動のための経費

(疑義の決定)

第 5 条 政務活動費の執行について疑義が生じたときは、議会運営委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年条例第 220 号。以下「条例」という。）の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の酒田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 6 月 16 日議会告示第 2 号）

この告示は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

別表(第2条関係)

項 目	具体的な費目
調査研究費	資料印刷費 調査委託費 文書通信費 交通費 宿泊費等
研 修 費	講師謝金 会場費 交通費 宿泊費 文書通信費 参加費等
広 報 費	広報紙・報告書等印刷費 会場費 茶菓子代 文書通信費 交通費 ホームページ作成更新委託費等
広 聴 費	資料印刷費 会場費 茶菓子代 文書通信費 交通費等
要請・陳情活動費	資料印刷費 文書通信費 交通費 宿泊費等
会 議 費	会場費 資料印刷費 交通費 宿泊費 文書通信費 参加費等
資料作成費	印刷製本費 翻訳料 事務機器購入 リース代 テープ反訳料 用品購入費 通信費及び送料 通信回線導入費等
資料購入費	書籍購入費 新聞雑誌購読料 有料データベース利用料等
人 件 費	給料 手当 賃金等
事 務 所 費	事務所の賃借料 維持管理費 備品 文書通信費 事務機器購入 リース代等

5. 酒田市議会政務活動費の公表に関する要綱

酒田市議会政務活動費の公表に関する要綱

(平成29年3月17日議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市情報公開条例(平成17年条例第19号。以下「情報公開条例」という。)第23条、酒田市議会基本条例(平成22年条例第41号)第11条第2項及び酒田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年条例第220号)第10条の規定に基づき、市民に開かれた議会を徹底する観点から、政務活動費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 公表する情報は、次に掲げる事項とする。ただし、相手方のプライバシーに特段の配慮が必要であると認められる場合その他情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する場合においては、議長は、これを公表しないことができる。

- (1) 収支報告書
- (2) 支出内訳書
- (3) 領収書
- (4) 会派調査報告書

(公表方法)

第3条 公表は、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定による報告書を、市のホームページに掲載する方法により行う。

(公表時期及び期間)

第4条 当該年度分の報告書を翌年の5月末までに公表する。この場合において、公表の期間は、報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日までとする。

2 会派が解散したときは、前項の規定に関わらず、議長は、解散の日から60日以内に報告書を公表するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、政務活動費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成28年度分の政務活動費から適用する。

6. 酒田市議会政務活動費に関する内規

酒田市議会政務活動費に関する内規

(平成 17 年 11 月 28 日制定)

平成 25 年 2 月 28 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年条例第 220 号。以下「条例」という。）、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 115 号。以下「規則」という。）及び酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱（平成 25 年議会告示第 1 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、政務活動費（以下「活動費」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表者)

第 2 条 会派及び会派に属しない議員（以下「会派等」という。）の代表者は、各会派等の長をもって充てる。ただし、所属議員が 1 人の場合は、その者とする。

2 会派等の代表者は、活動費の収入及び支出に関する執行の責任者とする。

(経理責任者)

第 3 条 条例第 6 条に規定する経理責任者は、会派等の代表者以外の議員の中から、各会派等が選任する。ただし、所属議員が 1 人の場合は、その者とする。

2 経理責任者は、現金の出納及び保管、備付帳簿の記録及び管理等に関する事務の責任者とする。

(活動費の受け入れ)

第 4 条 活動費は、口座振替の方法により受け入れるものとする。

2 会派等は、会派等が活動費を受け入れるための預金口座を設けるものとする。

(経理の手續と処理)

第 5 条 活動費の経理の手續、処理方法等は、次に定めるところによる。

(1) 活動費の支出決定は、会派等の代表者が行うものとする。

(2) 活動費を支出するときは、支出調書（様式第 1 号）により行うものとする。

(3) 活動費を支出したときは、領収書を添付するものとする。ただし、やむを得ない理由により領収書を添付できない場合には、事前に議長の承認を得た支払報告書（規則様式第 9 号）を添付するものとする。

(4) 会派等において活動費により視察調査、研修会への参加、陳情・要望活動（以下会派調査という）を行うときは、議長に対し会派調査通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(5) 会派調査に係る旅行命令は、会派等の代表者が行い、旅行命令書兼支出調書（様式第 3 号）により処理するものとする。

(6) 会派等において保管すべき活動費の経理に係る証拠書類は、支出調書、請求書、領収書（旅費に係る支出を除く。）、支払報告書、旅行命令書兼支出調書、旅程明細書、報告書等とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この内規の規定は、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の酒田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

V 様式

1. 規則で定められている様式

様 式 名	内 容
政務活動費交付申請書 様式第1号（第2条関係）	政務活動費の交付申請の際に、議長を経由して市長に提出します。
政務活動費交付変更申請書 様式第2号（第2条関係）	申請した事項に異動が生じた際、変更のあった事項について記入し、議長を経由して市長に提出します。
会派解散届 様式第3号（第2条関係）	会派等を解散したときは、議長を経由して市長に提出します。
政務活動費交付決定通知書 様式第4号（第3条関係）	申請内容が適当と判断された場合、市長から会派等代表者へ決定が通知されます。経理責任者は他の書類と共に保管をしておく必要があります。
政務活動費交付請求書 様式第5号（第4条関係）	交付決定を受けた会派は、半年分の金額を記入し、交付日の10日前まで議長を経由して市長に提出します。
政務活動費報告書の提出について 様式第6号（第5条関係）	交付された政務活動費についての収支報告書を作成し、領収書の写し等を添付の上、毎年4月30日までに議長に提出します。 また、会派等が解散した際も、解散日から30日以内に報告書を提出します。 議長は、提出された報告書の写を市長に送付します。
政務活動費収支報告書 様式第7号（第5条関係）	やむを得ない理由で領収書を徴しがたい場合、支払報告書を作成し、事前に議長の承認を得た上で、報告書に添付します。
政務活動費支出内訳書 様式第8号（第5条関係）	
政務活動費支払報告書 様式第9号（第5条関係）	
政務活動費会派調査報告書 様式第10号（第5条関係）	会派等で研修・視察を行った際の報告を提出します。

2. 内規で定められている様式

様 式 名	内 容
支出調書 内規様式第1号	活動費の支出決定について、代表者の決裁を受けます。
会派調査通知書 内規様式第2号	会派調査（視察調査、研修への参加、陳情・要望活動）を行うにあたり、事前に議長へ通知します。 事務局は、視察先への視察依頼をします。
旅行命令書兼支出調書 内規様式第3号	旅行命令及び支出決定について、代表者の決裁を受けます。

※内規様式については報告書への添付は必要ありませんが、各会派等において5年間保存しておく必要があります。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

酒田市長 あて
(酒田市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者 名
- 5 所 属 議 員 数 人(月 日現在)
- 6 交 付 申 請 額(年度分) 円

年 月 日

酒田市長 あて
(酒田市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

政務活動費交付変更申請書

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額(年度分)	円	円	

年 月 日

酒田市長 あて
(酒田市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

会派解散届

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり届けます。

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派が解散した年月日

第 号
年 月 日

会派代表者氏名 様

酒田市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、
酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

1 年度政務活動費交付決定額(年額)

円

[illegible]

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第４条の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

ただし、 年 月分から 月分まで

2 交付月の基準日における所属議員数 人

年 月 日

酒田市議会議長

あて

会 派 名

代表者名

年度政務活動費報告書の提出について

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項に基づき、別紙のとおり 年度政
務活動費報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 政務活動の成果

2 収 入

政務活動費 _____ 円

3 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

4 残 額

_____ 円

(注) 備考欄には主たる支出の内訳を記載する。

政 務 活 動 費 支 出 内 訳 書

支出科目 1 調査研究費 2 研 修 費 3 広 報 費
 4 広 聴 費 5 要請・陳情活動費 6 会 議 費
 7 資料作成費 8 資料購入費 9 人 件 費
 10 事務所費

NO	年月日	内 容	債 権 者	金 額(円)	備 考
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
合 計					

様式第9号(第5条関係)

政 務 活 動 費 支 払 報 告 書

<u>金 額</u> <u>円</u>	
支 払 年 月 日	年 月 日
支 払 先	
支 払 理 由	
領収書を添付できなかった 理 由	
上記のとおり支払いましたので報告いたします。 年 月 日 会派名	

様式第 10 号(第 5 条関係)

政務活動費会派調査報告書

会派名

1 日 時

2 調 査 地

3 目 的

4 調 査 者

5 調査の概要

支 出 調 書

年度	年 月 日起票	会派等代表者	経理担当者
金 額			
支 払 区 分	1. 調査研究費 2. 研修費 3. 広報費 4. 広聴費 5. 要請・陳情活動費 6. 会議費 7. 資料作成費 8. 資料購入費 9. 人件費 10. 事務所費		
支 払 先	住所 氏名		
支 払 事 由			

内規様式第2号

年 月 日

酒田市議会議長

殿

会派等名 _____

代表者名 _____

会派調査通知書

下記のとおり会派調査（視察調査、研修への参加、陳情・要望活動）を行うことに決定しましたので、通知します。

記

1 日 時

2 場 所

3 目 的

4 参加者名（ 名）

5 行程表 別紙

旅行命令書兼支出調書

年度		年 月 日起票		会派等代表者	経理責任者
金額					
支出 区分					
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)				
行先					
用務					
旅行者 及び 旅費	旅行者氏名	旅費(円)	※詳細は別紙 旅程明細		
	(摘要)				

◎記入例

1. 交付申請書

様式第1号（第2条関係）

酒田市長 殿
(酒田市議会議長経由)

当該年度の4月1日
又は会派結成日

令和〇年〇月〇日

会派名 鳥海の会
代表者名 酒田 太郎

政務活動費交付申請書

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会派の名称 鳥海の会
- 2 会派結成年月日 令和〇年〇月〇〇日
- 3 代表者名 酒田 太郎
- 4 経理責任者名 庄内 次郎
- 5 所属議員数 7人(〇月〇〇日現在)
- 6 交付申請額(令和〇年度分) 2,100,000 円

基準日における
構成人数

2. 交付変更申請書

様式第2号（第2条関係）

酒田市長 殿
(酒田市議会議長経由)

変更届と同日付

令和〇年 〇月 〇日

会派名 出羽富士会
代表者名 酒田 太郎

政務活動費交付変更申請書

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 異動内容

変更箇所のみ記入

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称	出羽富士会	鳥海の会	RO.O.O
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数	10名	7名	RO.O.O
交付申請額(〇年度分)	2,400,000 円	2,100,000 円	

3. 交付請求書

○通 常（上半期）

様式第5号（第4条関係）

決定通知書の日付以降

令和○年 ○月 ○日

酒田市長 殿
(酒田市議会議長経由)

会 派 名 鳥海の会

代表者名 酒田 太郎

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により次のとおり政務活動費を請求します。

1 金 1,050,000 円

半年分を請求

ただし、令和○年4月分から令和○年9月分まで

2 交付月の基準日における所属議員数 7 人

○通 常（下半期）

様式第5号（第4条関係）

決定通知書の日付以降

令和○年 ○月 ○日

酒田市長 殿
(酒田市議会議長経由)

会 派 名 鳥海の会

代表者名 酒田 太郎

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により次のとおり政務活動費を請求します。

1 金 1,050,000 円

半年分を請求

ただし、令和○年10月分から令和○年3月分まで

2 交付月の基準日における所属議員数 7 人

○会派構成人数増の場合

様式第5号（第4条関係）

酒田市長 殿
（酒田市議会議長経由）

決定通知書の日付以降 令和○年 ○月 ○日

会派名 出羽富士会
代表者名 酒田 太郎

変更人数分を請求

政務活動費交付請求書

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により次のとおり政務活動費を請求します。

1 金 225,000 円（変更人数分）
ただし、令和○年1月分から令和○年3月分まで

2 交付月の基準日における所属議員数（変更人数） 10（3）人

4. 会派解散届

様式第3号（第2条関係）

酒田市長 殿
（酒田市議会議長経由）

任期満了の日と同日 令和○年 ○月 ○日

会派名 飛島の会
代表者名 島 いか子

会派解散届

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり届けます。

1 解散した会派の名称 飛島の会

2 会派が解散した年月日 令和○年○○月○○日

任期満了の場合は、
任期満了の日

5. 内規様式

内規様式第1号

支 出 調 書

令和 ○ 年度	○ 年 ○ 月 ○ 日起票	会派等代表者	経理担当者
金 額	3,300円		
支 払 区 分	1. 調査研究費 2. 研修費 3. 広報費 4. 広聴費 5. 要請・陳情活動費 6. 会議費 7. 資料作成費 8. 資料購入費 9. 人件費 10. 事務所費		
支 払 先	住所 酒田市本町2-2-45 氏名 眺海文具店		
支 払 事 由	セロハンテープ、クリアファイルの購入		

令和 ○年 ○月 ○日

酒田市議会議長

殿

会派等名 出羽富士会

代表者名 酒田 太郎

会派調査通知書

下記のとおり会派調査（視察調査、研修への参加、陳情・要望活動）を行うことに決定しましたので、通知します。

記

1 日 時 令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 まで（ ○ 日間）

2 場 所 高知県宿毛市、須崎市

3 目 的 視察調査 高知県宿毛市「西南空港について」
高知県須崎市「カワウソについて」

4 参加者名（ 2 名）
浜中三郎 議員 宮野浦四助 議員

5 行程表 別紙

旅行命令書兼支出調書

令和 ○ 年度		令和 ○年 ○月 ○日起票		会派等代表者	経理責任者
支出する合計金額を記載					
金額	390,000円				
支出 区分	調査研究費				
期間	令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 まで (○ 日間)				
行先	高知県宿毛市、須崎市				
用務	視察調査 (高知県宿毛市「西南空港について」高知県須崎市「カワウソについて」)				
旅行者 及び 旅費	旅行者氏名	旅費(円)		※詳細は別紙 旅程明細	
	浜中三郎	195,000円			
	宮野浦四助	195,000円			
	(摘要)				

6. 報告書

報告書の記入例

様式第6号（第5条関係）

提出期限は4月30日

厳守です（条例で定められています！）

令和〇年〇月〇〇日

酒田市議会議長 傘福 花子 殿

会派名 出羽富士会

代表者名 酒田 太郎

令和〇年度政務活動費報告書の提出について

酒田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり令和〇年度政務活動費報告書を提出します。

【提出前に再度チェックをお願いします】

○計算は合っていますか

○過年度または次年度分の支払いがまぎれていませんか

○市政に関する調査研究とは関係のない支出は計上

されていませんか

○領収書の写し等の添付漏れはありませんか

○領収書の写し等と支出内訳書の費目は合っていますか

○視察研修の報告書は添付していますか

令和〇年度政務活動費収支報告書

会派名 出羽富士会

1 政務活動の成果

○▲□○▲□○▲□○▲□○▲□○▲□○▲□○▲□・・・・

2 収 入

政務活動費 2,400,000 円

3 支 出

科 目	金 額	
調 査 研 究 費	894,000	交通費、宿泊費等
研 修 費	40,280	交通費、宿泊費、参加費等
広 報 費	708,500	広報紙・報告書等印刷費、 文書通信費等
広 聴 費	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	137,700	印刷製本費、用品購入費等
資 料 購 入 費	380,200	書籍購入費、新聞雑誌購読料等
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
合 計	2,160,680	

預金通帳への預け入れによる
利息は含まない

残額はすみやかに返還

4 残 額 239,320 円

政務活動費の収支報告書には、交付された額内での支出を記入してください。

支出合計額が政務活動費収入額を超え、会派費などで補てんした場合は、残額欄にマイナス 精算せず、『〇円』と記入してください。

↓↓↓「領収書の写し」に、以下のように但し書きしてください

『請求額¥20,000の内、¥15,000は政務活動費、¥5,000は会派費で支出』

1. 調査研究費支出内訳書の記入例－①

■ 政務活動費会派調査報告書の作成を忘れずに！ ■

様式第8号（第5条関係）

政務活動費支出内訳書

- 支出科目
- | | | |
|----------|-------------|--------|
| ① 調査研究費 | 2. 研修費 | 3. 広報費 |
| 4. 広聴費 | 5. 要請・陳情活動費 | 6. 会議費 |
| 7. 資料作成費 | 8. 資料購入費 | 9. 人件費 |
| 10. 事務所費 | | |

視察毎の合計金額を記入
視察先への土産代は含めない

視察毎に参加議員名、
月日、視察先、視察費
目を記入

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額 (円)	備 考
1	R〇.5.23	視察旅費（5/23～24）			領収書・支払報告書
		日本海議員、最上川議員参加	大手門旅行(株)	500,000	領収書・支払報告書
		5/23 北海道釧路市「まりもについて」			領収書・支払報告書
		5/24 北海道函館市「イカル星人について」			領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
2	R△.2.3	視察旅費（2/3～4）			領収書・支払報告書
		山王議員、日和議員参加	酒田市旅費規程による	390,000	領収書・支払報告書
		2/3 高知県宿毛市「西南空港について」			領収書・支払報告書
		2/4 高知県須崎市「カワウソについて」			領収書・支払報告書
合 計				次頁に続く	

1. 調査研究費支出内訳書の記入例－②

様式第8号（第5条関係）

政務活動費支出内訳書

- 支出科目
- | | | |
|----------|-------------|--------|
| ① 調査研究費 | 2. 研修費 | 3. 広報費 |
| 4. 広聴費 | 5. 要請・陳情活動費 | 6. 会議費 |
| 7. 資料作成費 | 8. 資料購入費 | 9. 人件費 |
| 10. 事務所費 | | |

視察に際して料金が
発生した場合

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額（円）	備 考
3	R〇.7.31	視察費（2人分）	（株）〇〇	4,000	領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
合 計				894,000	

【旅費について添付するもの】 <1.調査研究費・2.研修費共通>

- 航空券付パック利用の場合・・・酒田市旅費規程に基づく旅程明細書＋パック料金の領収書及び③＋①か②のいずれか
- 飛行機を利用しない場合・・・酒田市旅費規程に基づく旅程明細書
- 飛行機を利用の場合・・・酒田市旅費規程に基づく旅程明細書＋①か②のいずれか
 - ① 航空券のコピー及びeチケット控 →金額、氏名、搭乗日、便名がわかるもの
 - ② 航空運賃のわかる領収書等（カード利用明細、レシート等）及び搭乗券の写（氏名、利用日、利用区間がわかるもの）
 - ③ パック旅行商品の内容等が記載されたもの

2. 研修費支出内訳書の記入例

様式第8号（第5条関係）

政務活動費支出内訳書

支出科目 1. 調査研究費 ② 研修費 3. 広報費
 4. 広聴費 5. 要請・陳情活動費 6. 会議費
 7. 資料作成費 8. 資料購入費 9. 人件費
 10. 事務所費

No.	年月日	費 目	債 権 者	金 額（円）	備 考
1	R.O.7.31	研修旅費（8/1～2）		34,280	領収書・支払報告書
		飯森山議員、山居倉庫議員 参加	酒田市旅費規程による		領収書・
		8/1 ○○大学校「自治体行政について」			領収書・
					領収書・支払報告書
2	R.O.8.1	参加費（2名分）	○○実行委員会	6,000	領収書・支払報告書
合 計				40,280	

研修に際して参加費が発生した場合

2 補足説明 調査研究費、研修費の報告書に添付する書類

- 1 政務活動費支出内訳書（様式第8号）第5条関係
- 2 視察行程表
- 3 酒田市旅費規程に基づく旅程明細書（議会事務局で作成した計算書です）
- ※4 航空券の写し（e チケットの控え及び搭乗券の写し）
- ※5 パック料金の領収書（航空券付パックを利用した場合）
 - 但し、利用者・利用日・パック旅行商品の費目等が記載されたものを添付
- ※6 視察費・研修参加費（視察や研修に参加して費用が発生した場合、資料代も含む）
- 7 視察報告書
- 8 視察や研修における関係資料

※印は該当する場合のみ添付

7. 資料作成費支出内訳書の記入例

様式第8号（第5条関係）

政務活動費支出内訳書

- 支出科目
- | | | |
|-----------------|-------------|--------|
| 1. 調査研究費 | 2. 研修費 | 3. 広報費 |
| 4. 広聴費 | 5. 要請・陳情活動費 | 6. 会議費 |
| 7. 資料作成費 | 8. 資料購入費 | 9. 人件費 |
| 10. 事務所費 | | |

当該交付対象年度
前又は後に納入、
支払いのものは対
象外

No.	年月日	費 目	債 権 者	金 額（円）	備 考
1	R.O.3.9	ファイル購入代	鳥海文具店	3,000	領収書・支払報告書
2	R.O.5.6	事務機器リース料	悠々の杜システム	40,000	領収書・支払報告書
3	R.O.6.10	会派コピー代	酒田市長	28,500	領収書・支払報告書
4	R.O.9.13	プリンター用紙代	八森商店	15,900	領収書・支払報告書
5	R.O.12.16	セロハンテープ、クリアファイル	眺海文具店	3,300	領収書・支払報告書
6	R.A.1.17	写真現像代	湯の台写真館	5,000	領収書・支払報告書
7	R.A.2.20	会派主催研修会 会議録反訳料	(株)小林会議録	45,000	領収書・支払報告書
8	R.O.12.1	会派控室用 絵画	本町画廊	85,000	領収書・支払報告書
					領
		明らかに政務活動に関係の ないものの支出は不適当		137,700	

やむを得ず領収書を
得ることができなか
った場合は支払報告
書を添付

3. 広報費支出内訳書の記入例

様式第8号（第5条関係）

政務活動費支出内訳書

支出科目 1. 調査研究費 2. 研修費 ③ 広報費
 4. 広聴費 5. 要請・陳情活動費 6. 会議費
 7. 資料作成費 8. 資料購入費 9. 人件費
 10. 事務所費

No.	年月日	費 目	債 権 者	金 額（円）	備 考
1	R.O.12.20	会報印刷代	十二滝プリント(株)	635,900	領収書・支払報告書
2	R.A.3.5	活動報告書印刷代	玉簾印刷所(有)	70,000	領収書・支払報告書
3	R.O.9.2	はがき	和滝郵便局	2,600	領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
					領収書・支払報告書
合 計				708,500	

領収書の写し 添付の例

③-1

支出内訳書の支出科目ごとに領収書の写しをまとめ、内訳書の番号に照らし合わせ易いように

押印もれ、印紙もれがないかの確認を

領 収 書

亀笠鉾の会 様

金 635,900 円 也

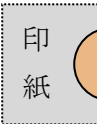
上記金額を領収しました。

会報印刷代

令和〇年 12 月 20 日

十二滝プリント㈱

代表 十二 滝夫 

③-2

政務活動費以外のものと分けて支払った場合、支出の内訳を記入

領 収 書

亀笠鉾の会 様

金 80,000 円 也

但し、活動報告書印刷代として

xxxx 年 3 月 5 日

玉簾印刷所㈱

所長 玉 簾子 

請求額¥80,000 の内、¥70,000 は政務活動費、¥10,000 は会派費で支出

③-3

案内状送付用（会派活動報告会 9/25）

領 収 書

令和〇年 9 月 2 日

はがき @50×52

合 計	2,600
お預かり	3,000
おつり	400

レシートだけでは支出内容や性格がわからない場合は、説明書きを付記

様式第9号（第5条関係）

政 務 活 動 費 支 払 報 告 書

金 額 <u>3, 300</u> 円	
支 払 年 月 日	令和〇年12月16日
支 払 先	眺海文具店
支 払 理 由	セロハンテープ、クリアファイル
領収書を添付できなかった理由	 適切な理由を
上記のとおり支払いましたので報告いたします。 令和〇年12月16日 会派名 出羽富士会	
支払報告書は、やむを得ず領収書を取得できなかった場合に領収書に代わって支出を証明するものです。事前に議長の承認を得る必要があります。 基本的には領収書を取得し、その写しを報告書に添付してください。	

◎判 例

判決 年月日	判決場所	費 目	判決費目
H17. 6. 6	広島市 監査請求	療養中の 議員への 交付	会派所属議員の数は、会派への交付月額算出のための積算基礎に過ぎず、積算基礎から除かれるのは会派の所属議員でなくなった場合（辞職、失職、除名、死亡、会派からの脱会）であり、それ以外の事由で除外する根拠も見当たらないため、病氣療養中の議員も数に含めての政調費の交付は、不当とは言えない。 （広島市監査請求）
H19. 4. 26	仙台高裁	スポーツ 紙の購入	体育行政への反映に必要だと主張したが、スポーツ紙は一般に娯楽性が高く、市政に直接かつ具体的に関わる特段の事情がない場合は公金で購入してよいはずはない、とした。
H19. 4. 26	仙台高裁	事務局を 通さない 視察	議会事務局を通さない視察を政調費で認めるべきと主張したが、全証拠に照らしても、議員が視察先にどんな調査のために赴いたのか不明であり、政調費と認めるのは困難、とした。
H19. 5. 25	青森地裁	祝賀会、 懇親会等 会費	政務調査活動に資するとは認め難く、議員個人としての交際費又は個人的な支出であると認めるのが相当。
H19. 5. 25	青森地裁	特定政党 の機関紙	議員の所属政党以外のものであっても調査研究に資する費用と認めるのが相当。
H19. 5. 25	青森地裁	農業新聞	議員としての調査研究活動に資する費用といえる。
H19. 5. 25	青森地裁	協会年度 会費及び 新聞代	協会の新聞代は会員費を含んでおり、議員の職業が農業であることに照らすと、個人的支出であると考えられる。
H19. 5. 25	青森地裁	第三者宛 の領収書	議員本人以外の第三者宛の領収書を報告書に添付し、その調査研究活動との関連性を補う補足説明もないため、その全額を本件使途基準に合致しない支出であるとした。
H20. 3. 12	宇都宮 地裁	茶菓子代	議員控室で開く会議で出された茶菓子代について、会議を行う上で必要な経費と認めた。
H20. 3. 24	仙台地裁	領収書の 廃棄	議長による検査が終了したとして、解散した会派の領収書を訴訟を提起されて 2 ヶ月後に廃棄したことは、合理的でなく領収書の費目が支出の裏付けになるものでなかったか、もしくは領収書そのものが存在していなかったと解さざるを得ない。

判決 年月日	判決場所	費 目	判決費目
H20. 9. 19	静岡地裁	海外視察	調査目的は明確で市政との関連性も認められ、活動結果がすぐに市政に反映されないからといって無駄とはいえない。
H23. 11. 25	札幌高裁	旅費のキャンセル料	旅費のほかに支払われた議員 1 名分のキャンセル料について、参加を取り止めた理由が不明であるため使途基準に適合しない。
H23. 11. 25	福岡高裁	議員控室	議員控室での事務費（通信運搬費、庁舎等管理・使用料、文具購入費）、資料作成費（インクカートリッジ代、コピー用紙代）について、議員の活動状況をもって、議員控室における執務がすべて政務調査に関連しているとまでは認めることができない。よって、均等に按分した 50%に当たる部分をもって政務調査に関連しない支出であると認めるのが相当である。
H25. 6. 4	東京高裁	調査研究費	薬師寺展の視察は直ちに県政との関連性を認めることができず、支出としての必要性や合理性を欠くものといわざるを得ない。
H27. 1. 20	岡山地裁	資料購入費	「あいさつ事例集」「地方公共団体 式辞・あいさつ事例集」はいずれも式典等での礼儀作法の習得を目的としたもので、市政の調査研究との関連性を有しないと認められるから市政の調査研究のための費用ではないと認められる。
H30. 4. 11	神戸地裁	広報費印刷代	会派広報の発行及び配布は、その紙面が専ら当該会派の議会における活動又は市政についての報告等を費目とするものであった場合は、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たり、その作成に要する経費（印刷代等）の全額につき政務活動費を充てることができる。他方で、その紙面に会派に所属する議員個人の氏名若しくは役職等の情報またはその写真が掲載されている場合において、当該会派広報の全体の趣旨、目的に加え、議員個人情報等の紙面に占める割合等を総合的に考慮して、専ら会派活動報告等を費目とするものとはいえず、会派活動報告等と当該議員の存在の周知又は宣伝を目的とする議員個人情報等が混在していると評価されるときは、会派活動報告等に相当する部分については、当該会派が行う「調査研究その他の活動」も当たるということができるが、議員個人情報等に該当する部分についてはこれに当たるということはできない。したがって、この場合には会派広報の作成に要する経費のうち会派活動報告等に相当する部分（その割合に応じて按分した額）に限り、政務活動費を充てることができる。